

●香川県告示第83号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市入船町2丁目2番14号

株式会社日本ファインケム 坂出工場 工場長 高瀬 正明

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市入船町2丁目2番14号

株式会社日本ファインケム 坂出工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	①廃ガス吸収能力 40m ³ /分 ②廃ガス吸収能力 80m ³ /分 ③廃ガス吸収能力 80m ³ /分	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	①②工事着手後2日、③工事着手後20日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①②連続8時間使用（第三実験棟稼動時） ③連続16時間使用（実験工場稼動時）	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	12	12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1,000	1,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	5,000	5,000
	浮遊物質 (mg/L)	40	40
	窒素含有量 (mg/L)	500	500
	りん含有量 (mg/L)	1以下	1以下
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①②③	①0.46、②0.73、③0.7
その他参考となるべき事項		汚水等は既存の廃液焼却炉で焼却処理する。	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

	区 分	第 1 排 水 口	
排 出 水 の 汚 染	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6

状態	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	26	29
	化学的酸素要求量 (mg/L)	29	32
	浮遊物質量 (mg/L)	20	40
	窒素含有量 (mg/L)	12.2	57.6
	りん含有量 (mg/L)	0.1	1.0
排出水の量 (m ³ /日)	3,700	4,500	

(備考) 新たに特定施設を設置するため、廃液焼却炉で処理する汚水量が増加するが、現在の処理能力内で処理することが可能であることから、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年3月8日から同月29日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市環境経済部環境交通課